

京都市告示第160号

京都市西京極総合運動公園補助競技場，京都市市民スポーツ会館及び伏見桃山城運動公園の指定管理者である財団法人京都市体育協会から，京都市西京極総合運動公園条例第4条，京都市市民スポーツ会館条例第4条及び京都市都市公園条例第2条の3に基づき，供用時間の変更について次のとおり申請があったため，これを承認します。

平成22年7月1日

京都市長 門川大作

平成22年8月1日から平成23年3月31日まで，各施設の供用時間を以下のとおりとする。

- 1 京都市西京極総合運動公園補助競技場
(部分利用) 午前7時から午後9時まで
- 2 京都市市民スポーツ会館
午前8時から午後10時まで
- 3 伏見桃山城運動公園 (多目的グラウンド)
午前6時から午後9時まで

(理由)

市民サービスの向上を図るため

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)